

足利市指定給水装置工事事業者 各位
足利市下水道排水設備指定工事店 各位

足利市上下水道部企業経営課長

「給水装置工事申込書」及び「排水設備計画確認書」の押印等について

日頃より、足利市の上下水道事業に御協力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、このたび、行政手続の簡素化を推進し、市民の負担軽減及び利便性の向上を図るため、行政手続における押印原則の見直しを行い、足利市規則で定める申請書等の押印特例に関する規則及び足利市庁達で定める申請書等の押印の特例に関する規程を制定いたしました。

つきましては、給水工事申込書及び排水設備計画確認書の押印等について、次のとおりご対応をお願いいたします。

記

1. 給水工事申込書

- (1) 令和3年4月申請分から、「工事申込者」「指定工事業者及び代表者」「給水装置工事主任技術者」「利害関係人の承諾」「公道分の所有権」の欄について、押印不要となります（別紙参照）。
- (2) ただし、利害関係人（土地所有者等）が工事申込者と異なる場合や、既設給水管から分岐する場合等は、特記事項欄に利害関係人の署名と押印が必要となります（別紙参照）。

2. 排水設備計画確認書

- (1) 令和3年4月申請分から、「申請者」「家屋所有者承諾」「土地所有者承諾」「排水設備所有者承諾」「施行者住所氏名」「排水設備技術者」の欄について、押印不要となります（別紙参照）。
- (2) ただし、土地所有者等が申請者と異なる場合は、必ず事前に下水道施設課と協議してください。協議の結果により、承諾書の提出や特記事項欄への記載が必要となります（別紙参照）。

受付 番号	年 月 日	給水装置工事申込書				水栓 番号	第 号
年 月 日 足利市長 あて		設計審査	認印	担当	リーダー	課長等	新設・増設 変更・布設替・撤去
設置場所	町 丁目	番地	着工	・	・	検査	・
工事申込者	フリガナ		竣工	・	・	検針票 発行	・
	氏名		利の 害関係 人 諾	土地所有者	町 丁目	番地	⑩
	住所			家屋所有者	町 丁目	番地	⑩
指定工事業 者及び代表者	町 丁目	番地		既設給水管 所有者	町 丁目	番地	⑩
給水装置工 事主任技術者		公道分の 所有権	分水栓から水道メーターまでの給水装置については、公道又はこれに準ずる道路に係る部分の所有権を放棄し、市の所有とすること及び市が修繕のため立ち入ることを承諾します。				
氏名			氏名				
名称	設 計	竣 工	名称	設 計	竣 工	数量	金額

破線部分について、押印が不要となります。

※⑩は印字されていますが、押印不要です。

※押印されていても受付けできます。

ただし、次のような場合は特記事項欄に署名・捺印が必要です。

- ・利害関係人（土地所有者等）が工事申込者と異なる場合
- ・既設給水管から分岐する場合
- ・水量・水圧不足の場合 等

特記事項

例) ○町○番地の土地を工事申込者が使用することを承諾します。 土地所有者 住所・署名⑩

例) 既設給水管の使用を承諾します。 既設給水管所有者 住所・署名⑩

例) 水量・水圧不足の場合は、自己対応いたします。 工事申込者⑩

排水設備 計画確認書

破線部分について、押印が不要となります。

※㊦は印字されていますが、押印不要です。

※押印されていても受付けできます。

申請者	住所	丁目	職業	
	氏名		電話	
設置場所		町 丁目		番地
排水設備番号			水道通知番号	
家屋所有者 承諾	住所			
	氏名			
土地所有者 承諾	住所			
	氏名			
排水設備 所有者承諾	住所		水洗便器数	
	氏名			
施行者住所氏名			排水設備技術者	
㊦ (電話)			㊦	
添付書類				

ただし、次のような場合は必ず事前に下水道施設課と協議してください。

- ・土地所有者等が申請者と異なる場合
- ・既設配水管に接続する場合 等

※協議の結果により、次のいずれかの対応となります

- ①土地・既設排水設備使用承諾書を提出
- ②計画確認書の土地（家屋、排水設備）所有者承諾欄に署名・押印し、排水設備工事設計書の特記事項欄に「下水道施設課協議済み」と記載